



KOYO 光陽国際特許事務所
光陽国際特許法律事務所

光陽通信

発行月：2021年4月



KOYO INTERNATIONAL PATENT FIRM

ごあいさつ

お客様のご発展に役立つこと、それが私たちの使命です。知的財産権の分野においては、国際的重要性が増し、出願書類の質、納期、サービスにおいて、益々高いものが要請されるようになり、その要請に応えられるよう、日々、精進しております。

この度、第17号として、春号を発行致しました。常日頃より弊社をご愛顧頂いているお客様には、日々の感謝を申し上げますとともに、知財業務のお役に立つ情報となれば幸いです。また、新たに事務所をお探しのお客様には、これを機会に弊所をより深く知って頂き、是非弊所をご検討・ご用命くださいますようお願い申し上げます。

2021年春号 目次

- ごあいさつ p1
- 業務紹介 p2
- 事務所の概要 p3
- 判決に学ぶ p4
- 第4回改正中国専利法について p5
- 法改正の動きについて p6
- 海外の特許事情 p7
- ブロックチェーンを利用したスマートコントラクトについて
- 銀座界限「てくてくグルメ」 p8



判決に学ぶ

弁護士・弁理士 井上 修一

判例解説 知財高裁令和2年12月1日判決（令和2年（ネ）第10039号）

第1 初めに

本判決は、アンテナ装置に関する特許のサポート要件（特許法36条1項1号）の充足性について判断した知財高裁判決である。

第2 事案の概要

1 事案の経緯

本件は、発明の名称を「アンテナ装置」とする特許（特許第5237617号。以下「本件特許」という。）の特許権者である控訴人が、被控訴人が製造、販売等をしているアンテナ装置（以下「被控訴人製品」という。）は、本件特許の請求項1記載の発明の技術的範囲に属し、その生産等は、請求項1に係る特許の特許権を侵害すると主張し、被控訴人製品の生産等の差止め及び廃棄並びに損害賠償を求めた事案である。

原判決は、請求項1に係る特許は、特許法36条6項1号（サポート要件）を充足せず、特許無効審判により無効（特許法123条1項4号）にされるべきものであるから、控訴人は被控訴人に対して請求項1に係る特許の特許権を行使することができないとして、被控訴人による無効の抗弁（特許法104条の3第1項）の主張を認めて控訴人の請求を棄却したことから、これを不服とする控訴人が控訴した。

2 特許請求の範囲の記載

訂正後の本件特許の特許請求の範囲の請求項1に記載の発明は、以下のとおりである。なお、文中の「/」は原文の改行箇所を示す。

「車両に取り付けられた際に、車両から約70mm以下の高さで突出するアンテナケースと、/該アンテナケース内に収納されるアンテナ部/からなるアンテナ装置であって、/前記アンテナ部は、面状であり、上縁が前記アンテナケースの内部空間の形状に合わせた形状であるアンテナ素子と、該アンテナ素子により受信されたFM放送及びAM放送の信号を増幅するアンプを有するアンプ基板とからなり、/前記アンテナ素子の給電点が前記アンプの入力に高さ方向において前記アンテナ素子と前記アンプ基板との間に位置するアンテナコイルを介して接続され、/前記アンテナ素子と前記アンテナコイルとが接続されることによりFM波帯で共振し、/前記アンテナ素子を用いてAM波帯を受信し、/前記アンテナコイルを介して接続される前記アンプによってFM放送及びAM放送の信号を増幅する/ことを特徴とするアンテナ装置。」

第3 判旨

本判決は、以下のように述べて、請求項1に係る特許のサポート要件充足性を否定して控訴を棄却し、原判決を維持した。なお、下線は筆者が付したものである。

「(1) サポート要件の判断手法

特許請求の範囲の記載が明細書のサポート要件に適合するか否かは、特許請求の範囲の記載と発明の詳細な説明の記載とを対比し、特許請求の範囲に記載された発明が、発明の詳細な説明に記載された発明で、発明の詳細な説明の記載又はその示唆により当業者が当該発明の課題を解決できると認識できる範囲のものであるか否か、また、その記載や示唆がなくとも当業者が出願時の技術常識に照らし当該発明の課題を解決できると認識できる範囲のものであるか否かを検討して判断すべきである。

そして、サポート要件を充足するには、明細書に接した当業者が、特許請求された発明が明細書に記載されていると合理的に認識できれば足り、また、課題の解決についても、当業者において、技術常識も踏まえて課題が解決できるであろうとの合理的な期待が得られる程度の記載があれば足りるのであって、厳密な科学的な証明に達する程度の記載までは不要であると解される。」

「(3) 請求項1に記載された発明は、発明の詳細な説明に記載された発明か

ア 請求項1に記載された発明は、……①アンテナ素子に加えて別のアンテナである平面アンテナユニットを組み込むことは構成要件とされておらず、また、②仮にアンテナ素子に加えて平面アンテナユニットを組み込んだ場合に、アンテナ素子の下縁と平面アンテナユニットの上面との間隔が約0.25λ以上であることも構成要件とされていない。そのため、請求項1に記載された発明は、アンテナ素子に加えて平面アンテナユニットを組み込み、アンテナ素子の下縁と平面アンテナユニットの上面との間隔を約0.25λ以上とするアンテナ装置以外にも、①そもそもアンテナ素子以外に平面アンテナユニットが組み込まれていないアンテナ装置の発明を含み、また、②アンテナ素子に加えて平面アンテナユニットが組み込まれてはいるものの、アンテナ素子の下縁と平面アンテナユニットの上面との間隔が約0.25λ未満であるアンテナ装置の発明を含むものである。

イ これに対し、発明の詳細な説明に記載された発明は、……アンテナ素子と、アンテナ素子の直下であって、前記アンテナ素子の面とほぼ直交するよう配置されている平面アンテナユニットとを備えるアンテナにおいて、平面アンテナユニットの上面とアンテナ素子の下端との間隔を約0.25λ以上とするものであると認められる。

ウ そうすると、請求項1に記載された発明のうち、①アンテナ素子以外に平面アンテナユニットが組み込まれていないアンテナ装置の発明、及び②アンテナ素子に加えて平面アンテナユニットが組み込まれてはいるものの、アンテナ素子の下縁と平面アンテナユニットの上面との間隔が約0.25λ未満であるアンテナ装置の発明は、発明の詳細な説明に記載された発明ではない。

したがって、請求項1に記載された発明は、発明の詳細な説明に記載された発明以外の発明を含むものであり、発明の詳細な説明に記載された発明であるとは認められない。

(4) 請求項1に記載された発明は、発明の詳細な説明の記載若しくは示唆又は出願時の技術常識に照らし、当業者が課題を解決できると認識できる範囲のものであるか

発明の詳細な説明に記載された発明の課題は、限られた空間しか有していないアンテナケースを備えるアンテナ装置に既設の立設されたアンテナ素子に加えてさらに平面アンテナユニットを組み込むと相互に他のアンテナの影響を受けて良好な電気的特性を得ることができないという課題であり……、このような課題を当業者が認識するためには、限られた空間しか有しないアンテナ装置において、既設の立設されたアンテナ素子に加えて新たに平面アンテナユニットを組み込むことが前提となる。しかし、請求項1に記載された発明は、そもそもアンテナ素子以外に平面アンテナユニットが組み込まれていないアンテナ装置の発明を含み……、そのような構成の発明の課題は、発明の詳細な説明には記載されていない。そのため、請求項1に記載された発明は、当業者が発明の詳細な説明の記載によって課題を認識できない発明を含むものであり、当業者が課題を解決できると認識できる範囲を超えたものである。

また、請求項1に記載された発明は、アンテナ素子に加えて平面アンテナユニットが組み込まれてはいるものの、アンテナ素子の下縁と平面アンテナユニットの上面との間隔が約0.25λ未満であるアンテナ装置の発明を含む……、発明の詳細な説明には、課題を解決する方法として、平面アンテナユニットの上面とアンテナ素子の下端との間隔を約0.25λ以上とすることが記載されており、アンテナ素子の下縁と平面アンテナユニットの上面との間隔を約0.25λ未満とするならば、発明の詳細な説明に記載された課題を解決することはできない。そのため、請求項1に記載された発明は、この点においても当業者が発明の詳細な説明に記載された解決手段によって課題を解決できると認識できない発明を含むものであり、当業者が課題を解決できると認識できる範囲を超えたものである。

……したがって、請求項1に記載された発明は、発明の詳細な説明の記載若しくは示唆又は出願時の技術常識に照らし、当業者が課題を解決できると認識できる範囲のものであるとは認められない。」

第4 解説

1 本判決前の事情

サポート要件に関して特許法は、36条1項1号において、特許請求の範囲の記載要件として、「特許を受けようとする発明が発明の詳細な説明に記載したものであること。」と規定しているのみであるが、この点については知財高裁大合議の判決で重要な判断がなされている。

すなわち、知財高判平成17年11月11日（平成17年（行ケ）10042号）は、「特許請求の範囲の記載が、明細書のサポート要件に適合するか否かは、特許請求の範囲の記載と発明の詳細な説明の記載とを対比し、特許請求の範囲に記載された発明が、発明の詳細な説明に記載された発明で、発明の詳細な説明の記載により当業者が当該発明の課題を解決できると認識できる範囲のものであるか否か、また、その記載や示唆がなくとも当業者が出願時の技術常識に照らし当該発明の課題を解決できると認識できる範囲のものであるか否かを検討して判断すべきものであり」と述べており、この判決以降、サポート要件の充足性は、上記の知財高裁大合議が示した規範に従って判断されている。

したがって、サポート要件の充足性が肯定されるためには、特許請求の範囲に記載された発明が形式的に発明の詳細な説明に記載されているのみでは不十分であり、特許請求の範囲に記載された発明が発明の詳細な説明に記載されていることに加え、さらに、特許請求の範囲に記載された発明が、発明の課題を解決できるものであること

を、発明の詳細な説明の記載や技術常識から、当業者が認識できることが必要となる。

2 本判決について

このような事情の下で、本判決は、アンテナ装置に関する特許について、上記知財高裁大合議が示した規範に従ってサポート要件の充足性を判断し、①特許請求の範囲に記載された発明が発明の詳細な説明に記載された発明であるかという点、②特許請求の範囲に記載された発明が発明の詳細な説明の記載若しくは示唆又は出願時の技術常識に照らして当業者が課題を解決できると認識できる範囲のものであるかという点の両者を否定して、サポート要件の充足性を否定した判決である。

(1) 特許請求の範囲に記載された発明が発明の詳細な説明に記載された発明であるかについて

本件特許の発明の詳細な説明に記載された発明は、アンテナ素子と平面アンテナユニットとを備えるアンテナにおいて、平面アンテナユニットの上面とアンテナ素子の下端との間隔を約0.25λ以上とするものであるのに対し、請求項1に記載された発明は、上記のように、①アンテナ素子に加えて平面アンテナユニットを組み込むこと、及び②アンテナ素子に加えて平面アンテナユニットを組み込んだ場合にアンテナ素子の下縁と平面アンテナユニットの上面との間隔が約0.25λ以上であることを構成要件としていないものである。

この点から、本判決は、請求項1に記載されたアンテナ装置の発明のうち、①平面アンテナユニットが組み込まれていないもの、及び②平面アンテナユニットが組み込まれているが、アンテナ素子の下縁と平面アンテナユニットの上面との間隔が約0.25λ未満であるものは、発明の詳細な説明に記載された発明ではないとしている。

(2) 特許請求の範囲に記載された発明が発明の詳細な説明の記載若しくは示唆又は出願時の技術常識に照らして当業者が課題を解決できると認識できる範囲のものであるかについて

本件特許の発明の詳細な説明に記載された発明の課題は、限られた空間しか有していないアンテナケースを備えるアンテナ装置に既設の上設されたアンテナ素子に加えてさらに平面アンテナユニットを組み込むと、相互に他のアンテナの影響を受けて良好な電気的特性を得ることができないというものであり、アンテナ素子に加えて新たに平面

アンテナユニットを組み込むことが前提となって初めて当業者が認識することができる課題である。また、本件特許の発明の詳細な説明には、課題を解決する方法として、平面アンテナユニットの上面とアンテナ素子の下端との間隔を約0.25λ以上とすることが記載されている。

これらの点から、本判決は、アンテナ素子以外に平面アンテナユニットが組み込まれていないアンテナ装置の発明を含む請求項1に記載された発明は、その課題がそもそも発明の詳細な説明に記載されていないものであり、さらに、アンテナ素子の下縁と平面アンテナユニットの上面との間隔を約0.25λ未満とする場合を含む請求項1に記載の発明からは、発明の詳細な説明に記載された課題を解決することもできないとして、請求項1に記載された発明は、発明の詳細な説明の記載若しくは示唆又は出願時の技術常識に照らして当業者が課題を解決できると認識できる範囲のものではないとしている。

3 今後の留意事項

本判決は、規範の面では、上記の知財高裁大合議の判決を踏襲したものであり、サポート要件の充足性の判断について、新たな規範を示したのではない。

しかしながら、従来、サポート要件の充足性が否定された判決は、化学物質に係る発明、数値限定発明等、特許請求の発明に記載された発明が課題を解決できるものであるかについての判断に困難を伴う類型の発明についてのもが多く、本件のような比較的シンプルな機械装置に係る発明についてサポート要件の充足性が争われ、これが否定された事案は珍しいものであることから、このような機械装置に係る発明についてサポート要件の充足性が争いとなった際には、具体的な主張の参考となるものである。

また、出願時においては、本判決を踏まえ、比較的シンプルな機械装置に係る発明であっても、後にサポート要件の充足性が否定されることがないように、請求項1に記載の発明によって確実に解決されるように明細書の「発明が解決しようとする課題」の欄に記載する課題を設定した上で、設定した課題が請求項1に記載の発明によってどのようにして解決されるかについて、明細書中で確実に説明することが求められる。

第4回 改正中国専利法について

文：弁理士 荒船 博司

第4回改正中国専利法が2021年6月1日より施行されます。今回の改正では、意匠制度の大改正のほか、専利権侵害の賠償額の引き上げ、存続期間の補填制度・医薬品の存続期間延長制度の導入など、実務に大きな影響を与える内容となっています。主な内容は以下の通りです。

1. 意匠関連

(1) 部分意匠制度の導入 (改正法第2条)

保護二一ズの高まりに込え、ようやく中国でも部分意匠制度が導入されることとなりました。

(2) 意匠に関する国内優先権の導入 (改正法第29条、30条)

外国意匠登録出願を基礎とする意匠登録出願と同様に、中国国内の出願を基礎とする出願にも6ヶ月の優先権が認められることとなりました。

(3) 意匠専利権の存続期間の延長 (改正法第42条)

現行法の出願日より10年から15年に延長されました。ハーグ条約への加盟を見据えたものとされています。

2. 専利実施・活用の強化

(1) 職務発明の実施及び運用 (改正法第6条)

(2) 発明者及び考案者に対する奨励の多様化 (改正法第15条2項)

(3) 専利公共サービスの強化 (改正法第48条)

(4) 開放許諾制度の設立 (改正法第50条～第52条)

3. 専利権保護強化

(1) 損害賠償金の算定及び懲罰的賠償制度の導入 (改正法第71条)

故意の侵害による懲罰的賠償は、米国の3倍賠償を超える、5倍賠償が導入されました。

(2) 専利権侵害の法定賠償金額の引き上げ (改正法第71条)

従来の1～100万円から、3～500万円(約50～8500万円)に引き上げられました。

(3) 専利事務管理部門の権限拡大 (改正法第69条)

(4) 裁判所に求める救済方法の拡張 (改正法第72条)

(5) 専利権侵害の訴訟時効が2年から3年に延長 (改正法第74条)

4. 新規性喪失例外の適用状況を追加 (改正法第24条)

5. 発明専利保護期間の補償の導入・新薬の専利権存続期間が延長可能 (改正法第42条)

米国の特許期間調整(PTA)と同様、発明専利の保護期間が補填される制度が導入されました。

また、5年を限度とし、新薬販売許可後の有効特許権期間の合計が14年を超えない範囲で、新薬の専利権存続期間が延長可能となりました。

6. 専利権行使に対する制限・信義誠実の原則及び権利濫用禁止の明文化 (改正法第20条)

7. 医薬品販売承認審査過程における専利権紛争解決に関する規定の明確化 (改正法第76条)

中国での知財保護をご検討の際は、是非弊所までご相談いただけますと幸いです。

法改正の動きについて

1. はじめに

現時点で明確な法改正の予定はないが、産業構造審議会・知的財産分科会の各小委員会（基本問題小委員会、特許制度小委員会、意匠制度小委員会、商標制度小委員会）で現在検討されている事項について紹介する。

2. 各小委員会において検討中の法改正事項について

- (1) 基本問題小委員会
 - ① 審査負担の増大や手続のデジタル化に対応し収支バランスの確保を図るべく、特許料等の料金体系を見直す。
 - ② 特許料等の予納方法について、印紙予納を廃止し口座振込等による予納を可能とする。
- (2) 特許制度小委員会
 - ① 特許の無効審判等の審理方式（従来は、審判廷に出頭しての口頭審理）について、審判長の判断でウェブ会議システム等を利用して手続を行うことができる旨の規定を設ける。
 - ② 感染症拡大や災害等の理由によって特許料の納付期間を経過した場合に、相応の期間において割増特許料の納付を免除する規定を設ける。
 - ③ 特許権等が手続期間の徒過により消滅した場合に、当該権利を回復できる要件を緩和する。
 - ④ デジタル技術の進展に伴う特許権のライセンス形態の複雑化に対応し、特許権の訂正等における通常実施権者（ライセンスを受けている者）の承諾を不要とする。
 - ⑤ 特許権侵害訴訟において、一定の要件の下（裁判所が事件の処理にとって必要と認める場合等）、裁判所が広く第三者から意見を募集できる制度を導入する。
- (3) 意匠制度小委員会・商標制度小委員会
 - ① 増大する個人使用目的の模倣品輸入に対応し、海外事業者が模倣品を郵送等により国内に持ち込む行為を意匠権・商標権の侵害として位置付ける。
 - ② 意匠・商標の海外から日本への国際出願について、その審査結果を書面郵送手続に代わり電子的に通知する手段を導入する。

3. 特許料等の料金体系の見直し

(1) 歳入・歳出・余剰金の推移

下記図に示すとおり、特許特別会計における収支が近年急速に悪化している。特許庁としても歳出削減に取り組んではいるものの、2021年度も大幅な赤字となる見通しである。

よって、2022年以降に、料金体系の見直し（値上げ）が検討されている。値上げ率については未定であるが、150億円程度の増収を想定しているとのことであるから、平均10%を超える値上げと思われる。

4. 権利回復制度の見直し

- (1) 現行制度の概要
 - (出願審査の請求)
 - 第四十八条の三特許出願があつたときは、何人も、その日から三年以内に、特許庁長官にその特許出願について出願審査の請求をすることができる。
 - 2・3 (略)
 - 4 第一項の規定により出願審査の請求をすることができる期間内に、出願審査の請求がなかつたときは、この特許出願は、取り下げたものとみなす。
 - 5 前項の規定により取り下げられたものとみなされた特許出願の出願人は、第一項に規定する期間内にその特許出願について出願審査の請求をすることができることについて正当な理由があるときは、経済産業省令で定める期間内に限り、出願審査の請求をすることができる。
 - 6～8 (略)
 - 「正当な理由」についての判断基準（特許法条約：PLT）
 - (ア) 状況により必要とされる「相当な注意」を払っていたにもかかわらず、当該期間を遵守できなかったこと（相当な注意基準）
 - (イ) その遅滞が「故意」によるものではなかったこと（故意基準）
 - ※日本は、「相当な注意基準」を採用
 - ・期間管理ソフトの入力ミスによる期間徒過では認められない可能性大
- (2) 見直しの必要性
 - ① 他の主要 PLT 締約国における権利の回復申請に対する認容率は、相当な注意基準を採用する国においても60%以上。我が国の認容率（約10～20%）は突出して低い。
 - ② 国内外の出願人等には証拠書類の提出等にかかる手続負担が大きい。
 - ③ 「正当な理由」の判断は、処分が行政争訟の対象となることも念頭に、事実認定や証拠の採否等、慎重な運用が行われているため、事務処理負担が大きい。
- (3) 見直しの方向性
 - ① 「相当な注意基準」から「故意基準」へ転換する。これにより、期間管理ソフトの入力ミスによる期間徒過でも認められる可能性が高くなる。
 - ② 制度の濫用を防ぐとともに、手続期間の遵守のインセンティブとするために十分な回復手数料を徴収する。
- (4) 主な対象手続
 - 出願審査の請求、特許料の追納による特許権の回復、外国語書面出願の翻訳文の提出、特許出願等に基づく優先権主張

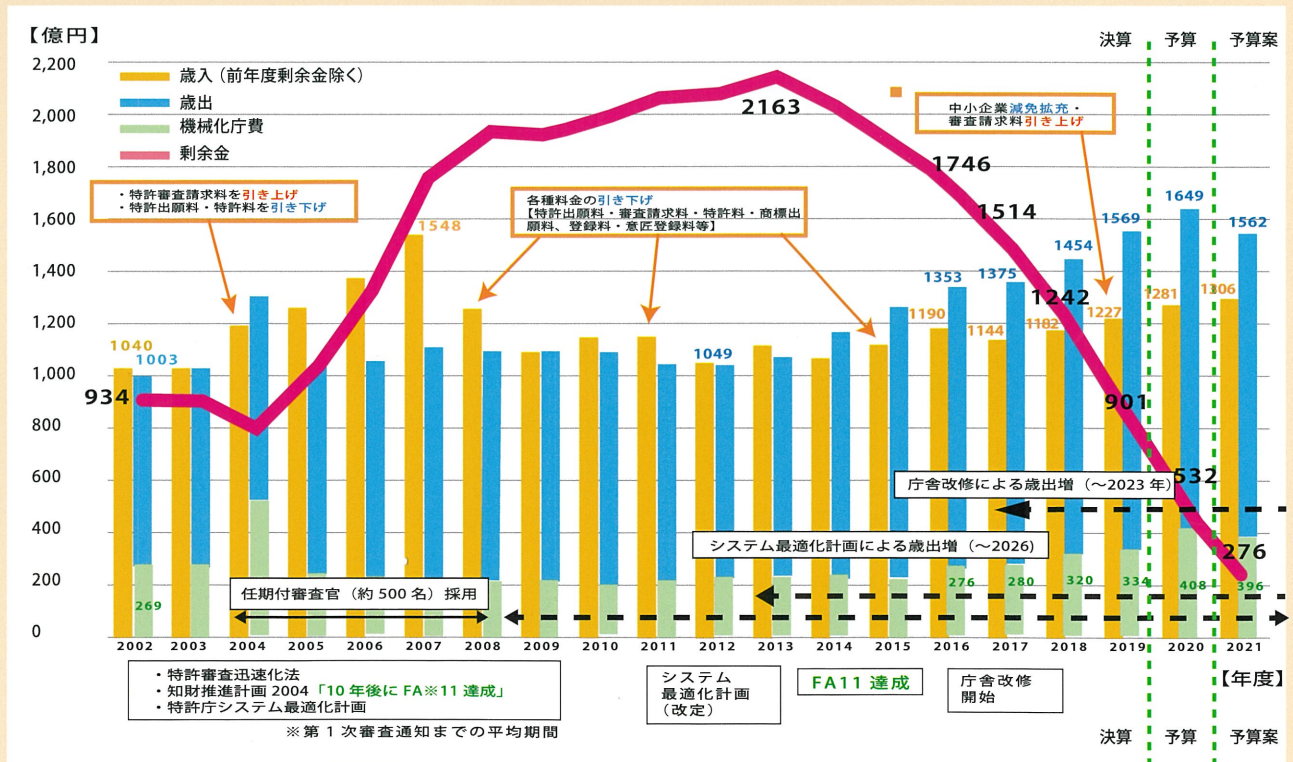
5. まとめ

詳細につきましては、特許庁のホームページを御覧ください。

出典元：

<https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/index.html>

文：弁理士 赤澤 高





海外の特許事情

文：弁理士 穂吉康平

ヨーロッパ優先権主張に関する審判

ゲノム編集技術「CRISPER/Cas9」に関する欧州特許 2771468 号は、特許権者が請求した審判 (T844/18) が却下されたことにより特許の取消が確認されていましたが、ヨーロッパ特許庁 (EPO) 審判部はその取消理由を公表しました。

本特許の派生元となる PCT 出願では、12 件の米国仮出願の優先権が主張されていました。しかし、PCT 出願と仮出願とは出願人が一致しておらず、仮出願の出願人の一部が PCT 出願では除外されていました。EPO 審判部は、除外された出願人の所有する優先権が、PCT 出願より前に PCT 出願の出願人に移転されていなかったとして、本特許における優先権の主張を認めませんでした。その結果、米国仮出願から PCT 出願までの間に出版された文献を先行技術として、新規性欠如により本特許は取り消されることが確認されました。

EPO は優先権の移転に厳格であり、基礎出願と後の出願とで出願人が異なる場合は、必要となる優先権の移転が、後の出願の出願日より前に行われたことを証明しなければなりません。この問題は、出願人が複数となる共同出願や、発明者を出願人とした米国出願などを基礎出願としてヨーロッパ出願 (PCT 出願) を行う場合に起こりやすく、注意が必要で

す。ゲノム編集技術「CRISPER/Cas9」については、研究者 2 人に 2020 年度のノーベル化学賞が授与されました。一方、その基本特許を巡っては、カリフォルニア大学と米ブロード研究所との間で特許紛争が続いています。本件はブロード研究所が所有

する特許ですが、手続面の不備を突かれて特許取消となりました。

アメリカクレーム解釈に関する CAFC 判決

連邦巡回控訴裁判所 (CAFC) は、クレームの解釈基準 (Broadest Reasonable Interpretation) が、明細書の記載を参考に定められなければならないことを示し、特許審判部 (PTAB) の決定を覆しました (St. Jude Medical, LLC v. Snyders Heart Valve LLC)。

本件は、損傷した自己の心臓弁を取り除くことなく移植することができる人工心臓弁についての特許ですが、クレームに記載の「…の位置に挿入するためのサイズ及び形状とされたフレーム」におけるサイズ及び形状の範囲が争われました。

PTAB は、フレームのサイズ及び形状を、クレームの文言に従って特定位置に挿入可能な範囲と解釈し、自己の心臓弁を除去すれば挿入可能となる範囲も含むとしました。しかし CAFC はこれを否定し、「本開示の人工心臓弁は、自己の心臓弁を取り除かなくても挿入可能であり、先行技術と比較して改善されている」とする明細書の記載に基づき、フレームのサイズ及び形状を、損傷した自己の心臓弁に挿入できる範囲とより限定的に解釈しました。その結果、クレームは先行技術と同一であるとする PTAB の決定が覆されました。

アメリカ特許実務では、クレームが限定的に解釈されないように明細書の記載を工夫することが一般に行われています。本判決では、明細書の記載によりクレームが限定的に解釈されることが改めて示されました。但し、本件では特許権者が、先行技術を回避

するために限定解釈を積極的に主張しました。

ドイツ-UPC 協定の批准に向けた進展

ドイツでは、統一特許裁判所 (UPC) 協定を批准するための法案が、連邦議会及び同参議院で再度可決され、同協定の批准手続きを進めることが可能となりました。今後、ドイツが批准を完了すれば、同協定発効の要件が満たされることになる見込みです。

ドイツによる UPC 協定の批准は、昨年上記法案の違憲判決により暗礁に乗り上げていましたが、今回の再可決により手続上の不備が解消されて大きく進展しました。

欧州単一特許 (EUP) 制度は、これにより開始に向けて一歩前進したことになります。しかし、イギリスが不参加を表明しているなど、依然として不確定な要素が多く、前途多難な状況です。

韓国-パラメーター特許に関する審査基準の改訂

韓国では、2020 年 12 月 14 日に特許・実用新案審査基準が改訂され、パラメーター特許の記載要件が明確化されました。

今回の改訂は、2020 年 2 月 6 日の特許法院 2018 ホ 9152 判決を受けたもので、パラメーター特許の記載要件を、「過度な実験や特殊な知識を付加せずとも、明細書の記載により新たなパラメーターを含む発明の全ての構成を、特許請求の範囲で限定された数値範囲全体にわたって正確に理解することによりこれを使用することができ、上記構成から得られる効果もまた、数値範囲全体にわたって明細書から具体的な実験や実施例等により証明され、又は通常の技術者が出願時の技術レベルから見てこれを十分に予測することができなければならない。」と定めています。さらに、記載要件を満たさない例が追加されたほか、パラメーターの測定方法が明確に理解できない場合は、請求の範囲が明確でない等と規定しています。

ブロックチェーンを利用したスマートコントラクトについて

弁護士 中井 英登

1 はじめに

ブロックチェーンとは、特定の管理者がいない状況で、事前の取り決めに抵触するようなデータ処理を認めず、処理の透明性を確保し、かつデータの変更や改ざんが不可能であるようなデータ蓄積システムです (岡嶋裕史著「ブロックチェーン 相互不信が実現する新しいセキュリティ」243 頁)。ブロックチェーンは、ビットコイン等の仮想通貨 (暗号資産) を構成している基盤技術ですが、他の分野にも転用がきくものです。その代表例として、スマートコントラクトがあります。スマートコントラクトとは、一定の条件が満たされた場合に、自動的に取引を実行するプログラムのことです (小塚莊一郎著「A I の時代と法」200 頁)。以下、スマートコントラクトの具体的な事例及び法的な観点からみた課題について、述べます。

2 スマートコントラクトの具体例

(1) Musicoin (<https://musicoin.org/>) は、ブロックチェーン上に構築した仲介者のいない音楽ストリーミングサービスです。リスナーは、無料で音楽配信を受けられます。他方、ミュージシャンは、曲がストリーミングされるたびに、代替通貨 (注 1) の MUSIC を自動的に受け取ることができます。

(2) Startrail (<https://startrail.io/>) は、スタートバーン株式会社が構築した、ブロックチェーン技術により管理者の存在なしにアート作品の所有権の証明と来歴の記録を可能にするインフラストラクチャーです。アート作品が二次流通市場で流通した後も、ブロックチェーン上に発行された作品証明書上の所有権の移転と共に、還元金分配や分割所有その他の作品取扱いのルールが承継されます (注 2)。

(3) Maecenas (<https://www.maecenas.co/>) は、投資家が、ブロックチェーン上でアート作品の分割所有権であるアセットトークンを購入し、これを投資家間で売買することを可能にするプラットフォームです。Maecenas は、2018 年、Andy Warhol の作品「14 Small Electric Chairs」をトークン化し、スマートコントラクトで実行されたオークションにより、評価額 5,600,000 ドルのうち 1,700,000 ドルを集めました (注 3)。

3 スマートコントラクトの法的課題

ブロックチェーンでスマートコントラクトの場を構築する場合、ブロックチェーンの第 1 層にパブリックのブロックチェーンを置き、第 2 層にコントラクトを書くこととなりますが、この第 2 層に書かれたコントラクトが、法的な契約ではないこともあります (矢野常寿外編著「A I 社会と法 パラダイムシフトは起きるか?」88-90 頁)。その場合、これらは事実行為としてのコードに過ぎないと判断されます。

そのため、契約の成立を主張する当事者は、コントラクトの存在に加えて、それに従う旨の商慣行や当事者の包括的な合意等の存在を立証する必要があると考えられます。

そもそも、スマートコントラクトは、判断や選択そのものが機械による判断へと置き換えられており、人間による自律的な判断という要素が欠如している点に大きな特徴があります (小塚莊一郎著「A I の時代と法」202 頁)。それゆえ、その実現を裁判によって図るには、意思主義を中核とする法的な枠組みとの距離をどのようにして埋め合わせるかが、本質的な課題となるものと考えます。

(注 1) プラットフォーム型のブロックチェーンでは、スマートコントラクトを使って、「トークン」と呼ばれる代替通貨を発行することができます。

このうち、共通の単位によって資産価値を自由に分割・代替することができるものを、Fungible Token といい、仮想通貨の多くがこれにあたります。

(森川夢佑斗著「これからのブロックチェーンビジネス」34 頁参照)。

(注 2) https://startrail.io/whitepaper/startrail_wp_ja_v1.2.pdf/ 参照

(注 3) <https://blog.maecenas.co/blockchain-art-auction-andy-warhol/> 参照

光陽の近くにある人気のグルメスポットに行ってきました！

銀座界限

てくてく
グルメ



とっておきのお店を
ご紹介します。



オザミトーキョー

東京都千代田区丸の内 2-4-1 丸ビル 35F

電話：03-5220-4011



35階の展望を備えたフレンチレストラン。今回は黒毛和牛が楽しめるランチコースをご紹介します。

(ランチコース7,700円税込み、別途サービス料10%)

前菜は、じゃがいものほっくりとした味わいを楽しめるスープで、生ハムがアクセントに。帆立貝のサラダ仕立ては、薄緑の泡立った菜の花のピューレと焼き色つきの帆立を口に運べば、春を感じる上品な味が広がります。一押しはフォアグラとグリオットのガトー仕立て。見た目は可愛い2層のケーキのようで、さくらんぼの自然な甘みと、フォアグラの少しの苦みが織りなす絶妙なバランスを堪能できます。



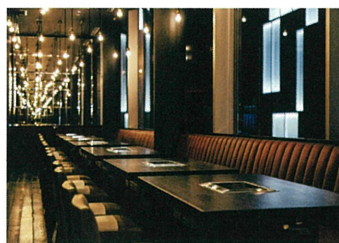
メインの黒毛和牛のプレートは、赤ワインソースが添えられ、断面のほんのりとした赤みが食欲をそそり、ボリュームとその焼き加減も素晴らしい一品。店内はモダンなインテリアで統一され、大胆さや遊び心も感じられるプレートが目にも楽しく、贅沢な時間を過ごせます。(ランチコース2,800円～、税、サービス料各10%)

■営業時間 Lunch 11:00～、Dinner 17:30～
詳しくは店のホームページ(auxamis.com)をご覧ください。

焼肉 うしごろ 銀座並木通り店

東京都中央区銀座 5-4-9 ニュー銀座 5ビル 7F 〒104-0061

電話：03-3572-1129



厳選された国産黒毛和牛を堪能できる高級焼肉店。店内は、焼肉店であることを忘れてしまうような清潔感のあるシックな雰囲気。今回ご紹介のランチコース“極選”(¥6,000～税抜)は、ナムルや白菜キムチなどの前菜に加え、ユッケと5つの部位の焼肉が楽しめます。

うしごろユッケはその見た目も美しく、とにかく濃厚で、お肉本来の旨味を存分に感じられる一品。次に、タンしゃぶ・厚切りハラミ・ランボソ(モモ肉)の盛り合わせ。ぶりっとした絶妙な食感のタンしゃぶは、塩昆布と柚子おろしを付けてさっぱりと頂けます。最後はサーロインと、希少部位のクリ(肩三角)の盛り合わせ。甘みのあるタレにしっかりと浸かったサーロインは、軽く炙ると肉汁が染み出し、ふわっと溶けるような柔らかさで、白ご飯との相性も抜群です。心温まるサービスと、上質なお肉をたっぷり味わうことができます。(平日ランチ2,900円～、休日ランチ3,400円、税サ別)



■営業時間 (年中無休) 平日：12:00～15:00 (L.O 14:00) / 17:00～23:45 (L.O 22:45) 土・日・祝日：12:00～23:00 (L.O 22:30)



KOYO
光陽国際特許事務所

光陽国際特許事務所 Koyo International Patent Firm
〒100-0006 東京都千代田区有楽町 1-1-3 東京宝塚ビル 17階
TEL：03-5251-5721 (代表) FAX：03-5251-5727
URL：http://www.koyo-patent.co.jp